

3 機構・分掌事務及び職員配置の状況

(1) 機構・分掌事務

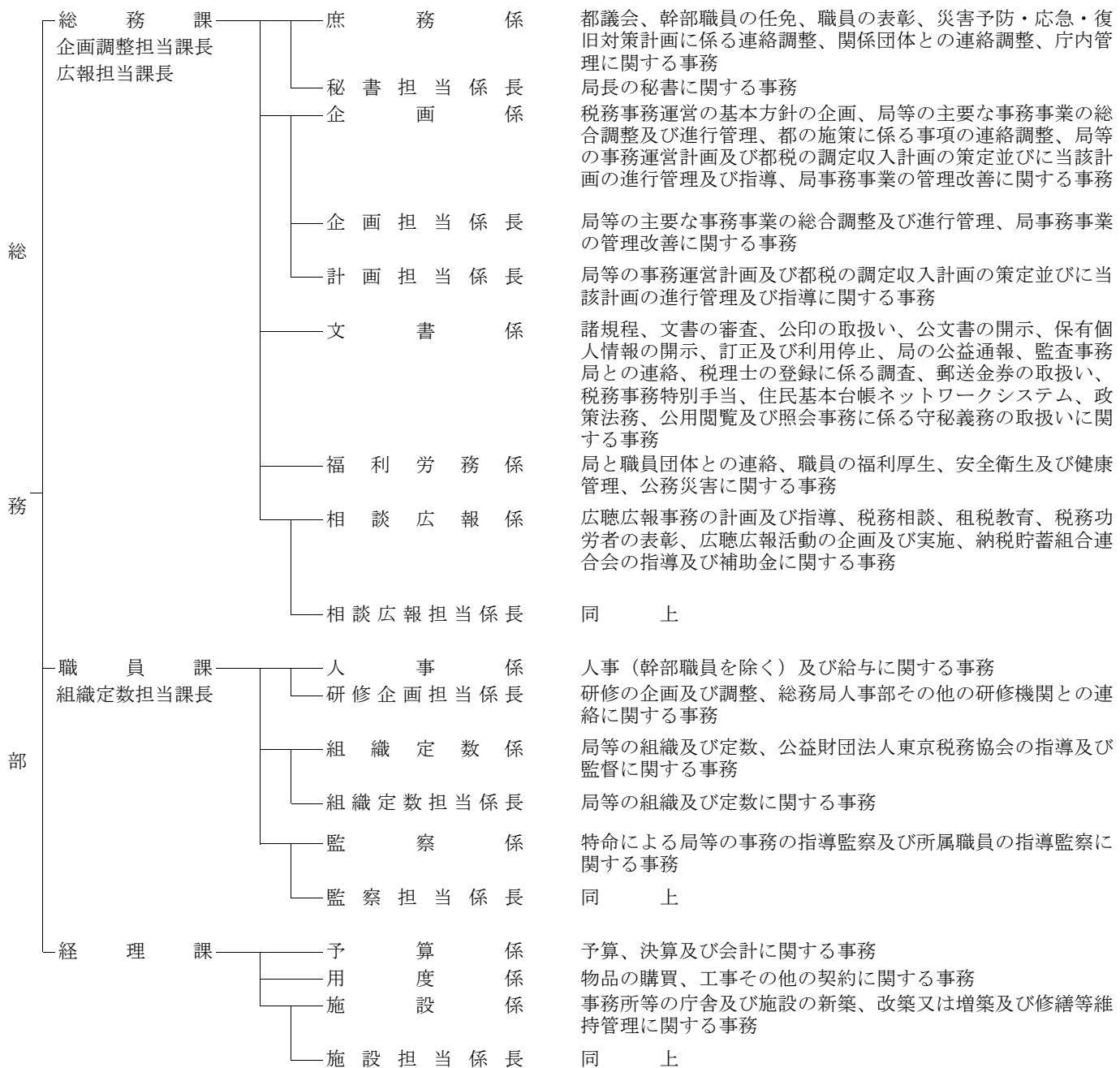
本庁

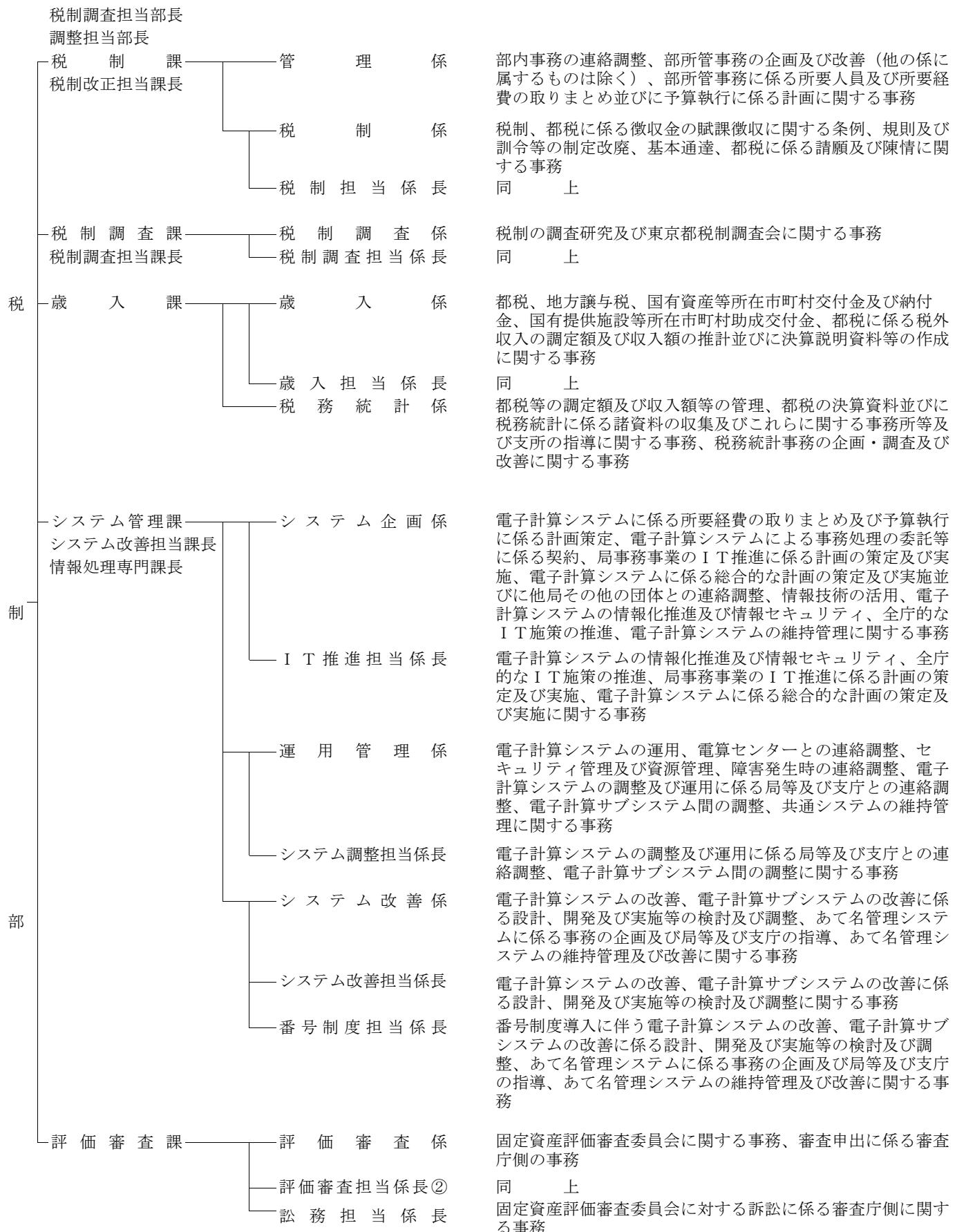
ア 機構・分掌の変更

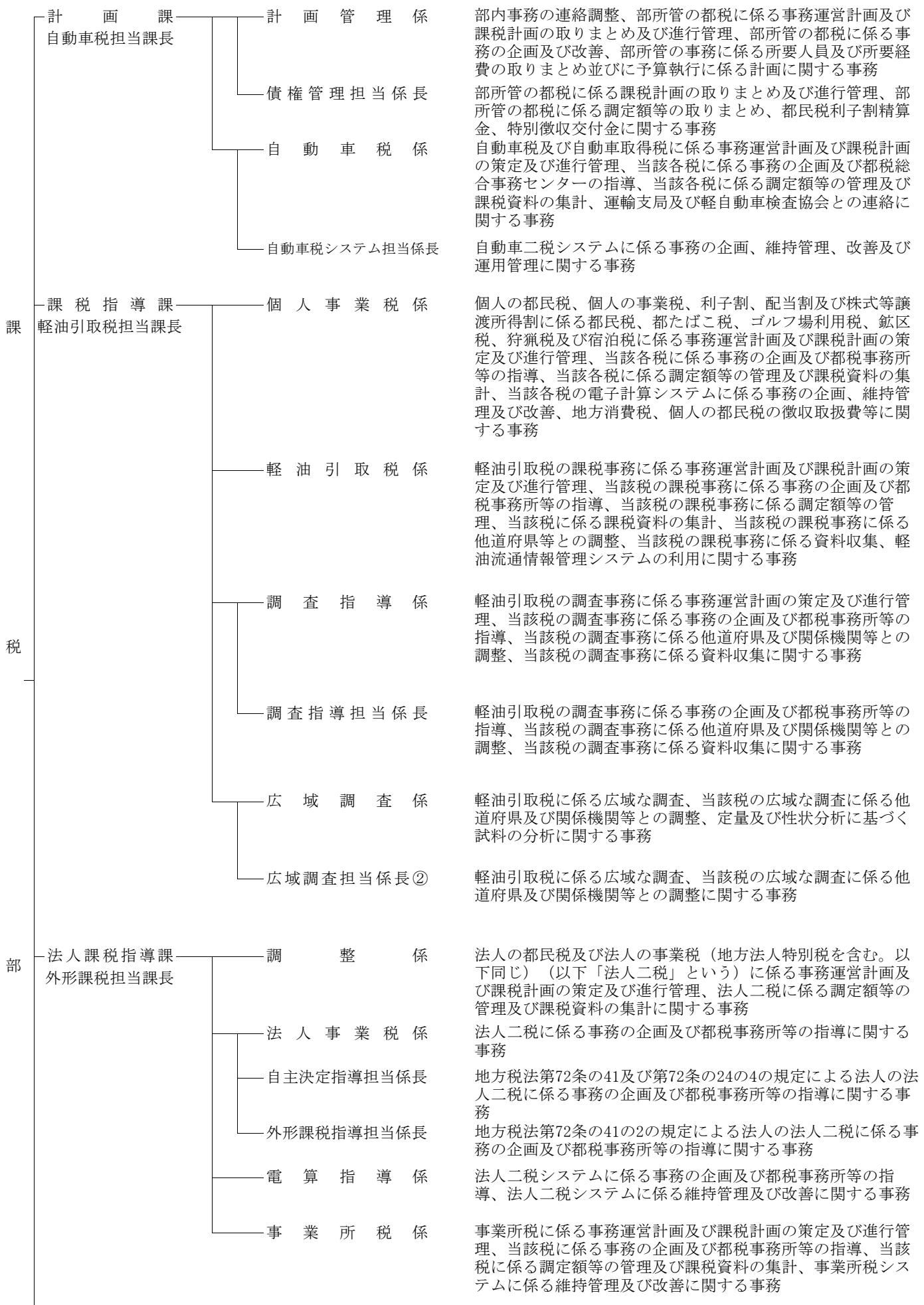
平成22年4月に、個人事業税国税データ連携等諸課題への対応として、課税部課税指導課に個人事業税担当係長を設置した。
 平成23年4月に、軽油引取税の課税事務と不正軽油の調査を一体的に取り組むことを目的として課税部軽油調査課を同部課税指導課に統合するとともに、調査事務の一部を都税事務所に移管した。
 平成24年4月に、低迷する個人都市民税の徴収率向上を目指して、区市町村ごとに協働で課題を分析し、その対策を検討するため、徴収部個人都市民税対策課支援係に企画調整担当係長を設置した。
 平成25年4月に、自動車税事務所を全面委託することで、これまで自動車税事務所長が担ってきた委託者としての管理監督業務や関係団体との連絡調整などが課税部に集中することになることから、指導機能強化を図るため、課税部に自動車税担当課長を設置した。
 平成26年4月に、社会保障・税番号制度導入に係るTACSSの大規模改修に対応するための執行体制を強化し、システム改修全般を総括するため、税制部システム管理課に番号制度担当係長を設置した。

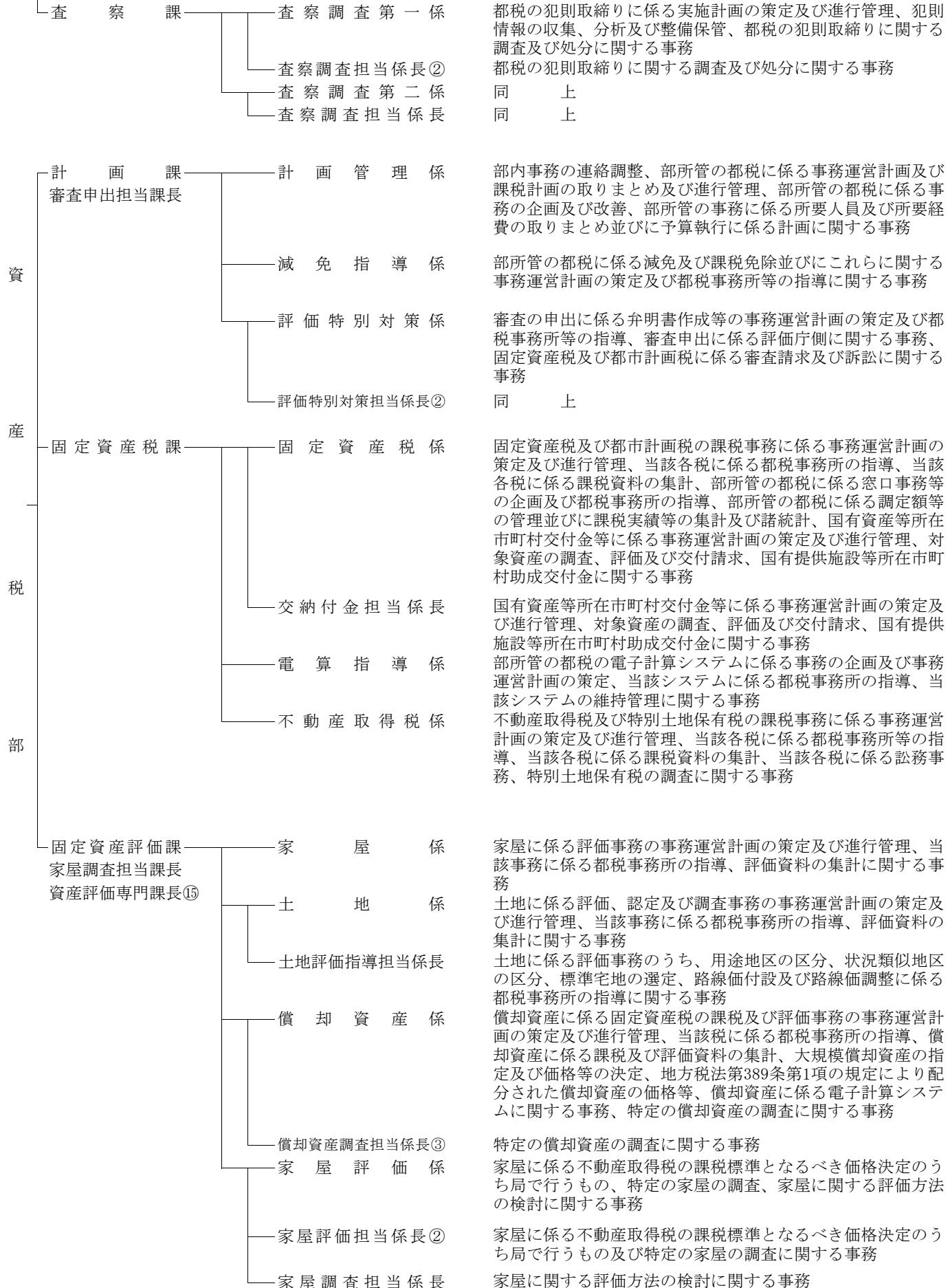
イ 平成26年4月1日現在の機構・分掌事務は、次のとおりである。

主税局各部課係分掌事務概要

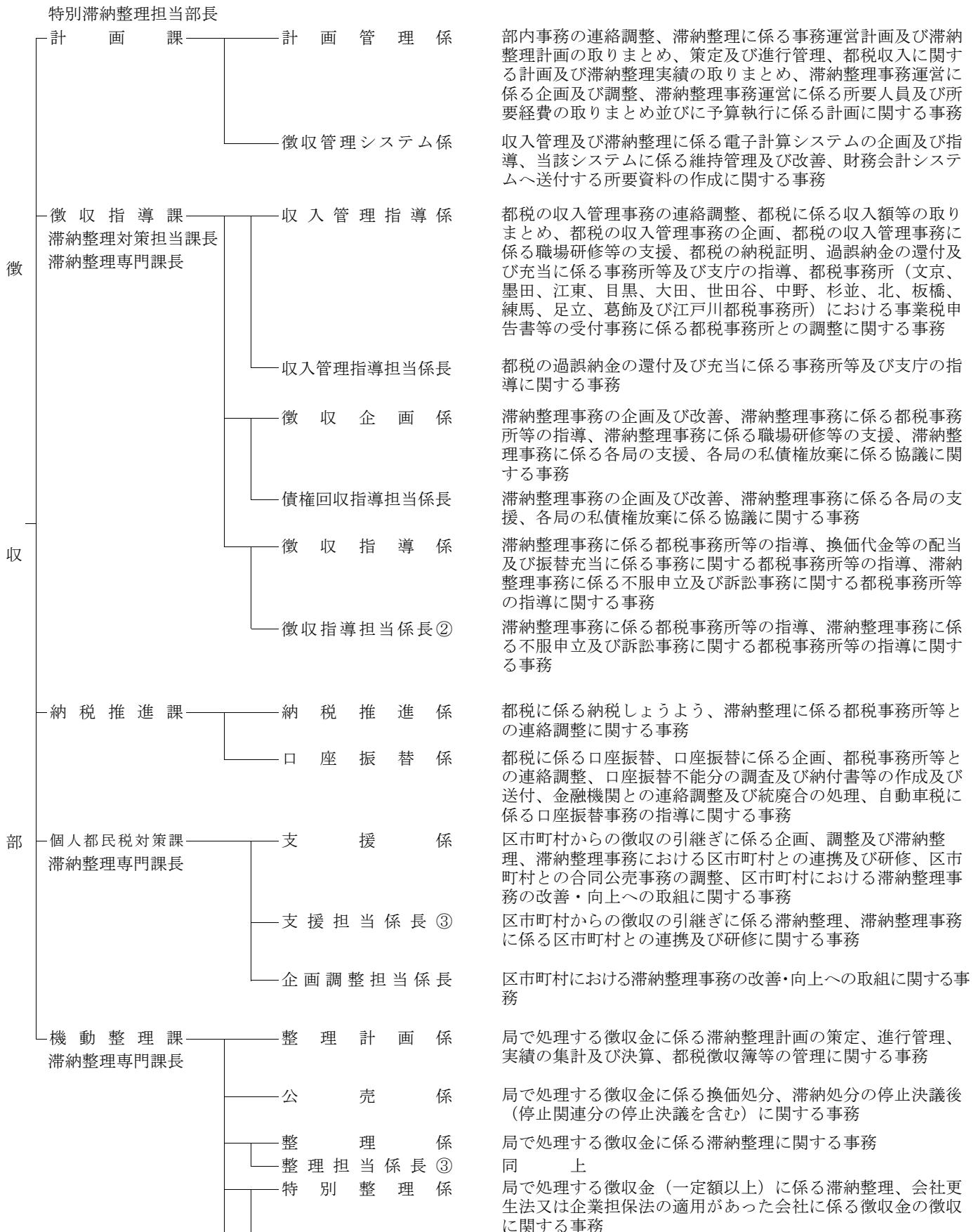


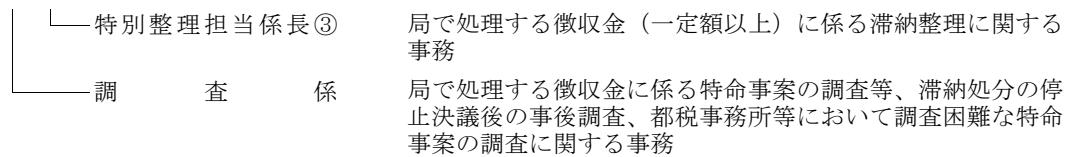






固定資産評価員 固定資産を適正に評価し、かつ都知事が行う価格の決定を補助する事務（なお固定資産評価員の職務を補助させるため、局においては計画課評価特別対策係及び固定資産評価課の職員が、都税事務所においては固定資産税課または固定資産評価課の職員が、それぞれ固定資産評価補助員として兼務している）





都 稅 事 務 所

ア 機構・分掌の変更

平成20年4月に、課税部門の事務執行体制の効率化を図るため法人事業税事務をブロック11所（千代田、中央、港、新宿、台東、品川、渋谷、豊島、荒川、八王子、立川）で集中処理することとし、区部14所の法人事業税係を廃止した。また、法人調査係及び事業所税係においてもブロック4所（千代田、中央、港、新宿）に事務を集約する組織再編を行い、より効率的な執行体制とした。

平成21年4月に、課税部門の事務執行体制の効率化を図るため個人事業税業務をブロック11所（千代田、中央、港、新宿、台東、品川、渋谷、豊島、荒川、八王子、立川）で集中処理することとし、区部14所の個人事業税係を廃止した。また、外形標準課税制度の全件調査終了に伴い、平成21年度以降は適正・公平な課税、税収確保を目的とする調査を重点的に実施していくことから、千代田都税事務所に専門副参事（法人調査担当）を設置した。

平成22年4月に、区部5都税事務所（大田、世田谷、練馬、足立、江戸川）の納税課について、徴収部門の運用体制を一体化することで執行体制の効率化を図るため、徴収課に統合して一課体制とした。また、法人調査体制の充実のため、新宿都税事務所に専門副参事（法人調査担当）を設置した。

平成23年4月に、専門知識を活かした困難案件の処理及び職員の育成を目的として中央都税事務所に法人調査専門課長を設置した。

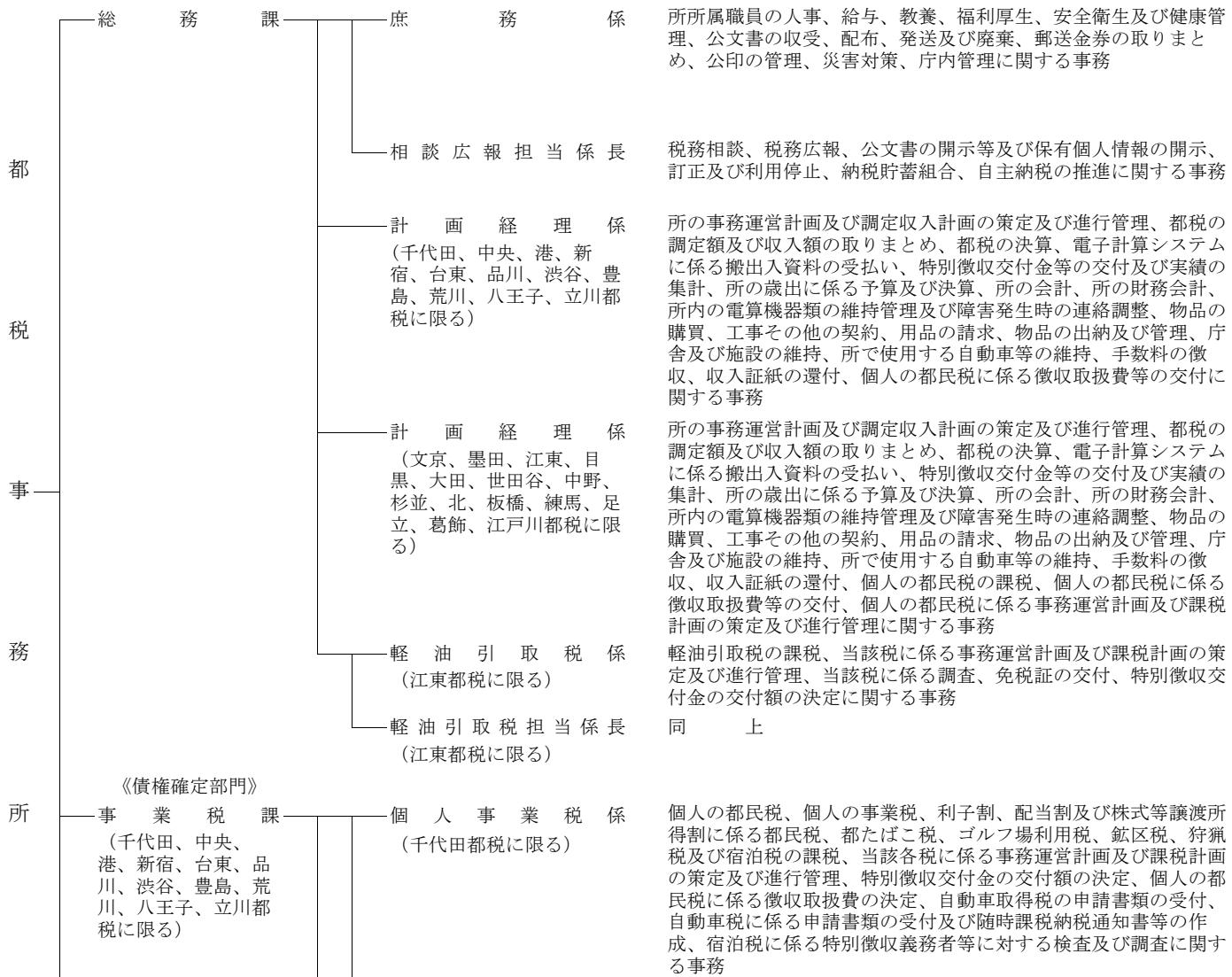
平成24年4月に、多摩都税支所4所について、業務実態に合わせ収納調査係を受付相談係へ統合し1係制にするとともに、非常勤職員を活用して窓口事務の円滑化を図るために執行体制の効率化を図った。

イ 平成26年4月1日現在の機構・分掌事務は、次のとおりである。

都税事務所各課係分掌事務概要

《運營管理部門》

《債權確定部門》



都

税

事

務

所

宿泊税担当係長
(千代田都税に限る)

宿泊税の課税、当該税に係る事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理、当該税に係る特別徴収義務者等に対する検査及び調査に関する事務

個人事業税係
(中央、港、新宿、台東、品川、渋谷、豊島、荒川、八王子、立川都税に限る)

個人の都民税、個人の事業税、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割に係る都民税(中央都税を除く)、都たばこ税、ゴルフ場利用税、鉱区税及び狩猟税の課税、当該各税に係る事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理、特別徴収交付金の交付額の決定、個人の都民税に係る徴収取扱費の決定、自動車取得税の申請書類の受付、自動車税に係る申請書類の受付及び隨時課税納税通知書等の作成、宿泊税の申告受付に関する事務

都民税利子割係
(中央都税に限る)

利子割、配当割及び株式等譲渡所得割に係る都民税の課税、当該税の事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理に関する事務

軽油引取税係
(中央、港、新宿、立川都税に限る)

軽油引取税の課税、当該税に係る事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理、当該税に係る調査、免税証の交付、特別徴収交付金の交付額の決定に関する事務

軽油引取税担当係長
(中央、港、新宿、立川都税に限る)

同 上

法人事業税係
(荒川都税に限る)

法人二税の課税及び事業所税の申告受付、法人二税に係る事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理、法人二税に係る調査等に関する事務

法人事業税第一係
(台東、品川、渋谷、豊島都税に限る)

同 上

法人事業税第二係
(台東、品川、渋谷、豊島都税に限る)

同 上

法人事業税第三係
(渋谷都税に限る)

同 上

法人事業税係
(八王子、立川都税に限る)

法人二税の課税、当該各税に係る事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理、当該各税に係る調査等に関する事務

法人調査係
(立川都税に限る)

ブロック内の外形課税法人その他の自主決定法人の法人二税に係る調査事務の事務運営計画の策定及び進行管理、当該各税に係る調査、ブロック内都税事務所との連絡調整に関する事務

法人調査担当係長
(立川都税に限る)

ブロック内の外形課税法人その他の自主決定法人の法人二税に係る調査、ブロック内都税事務所との連絡調整に関する事務

事業所税第一係
(千代田、中央、港、新宿都税に限る)

事業所税の課税及び調査等、当該税に係る事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理に関する事務

事業所税第二係
(千代田、中央、港、新宿都税に限る)

同 上

事業所税調査担当係長
(千代田、中央、港、新宿都税に限る)

事業所税の課税及び調査等、当該税に係る事務運営計画の策定及び進行管理に関する事務

法人事業税課
(千代田、中央、港、新宿都税に限る)

法人事業税第一係

法人二税の課税、当該各税に係る事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理、当該各税に係る調査等に関する事務

法人事業税第二係

同 上

法人事業税第三係
(中央都税に限る)

同 上

法人調査第一係

ブロック内の外形課税法人その他の自主決定法人の法人二税に係る調査事務の事務運営計画の策定及び進行管理、当該各税に係る調査、ブロック内都税事務所との連絡調整に関する事務

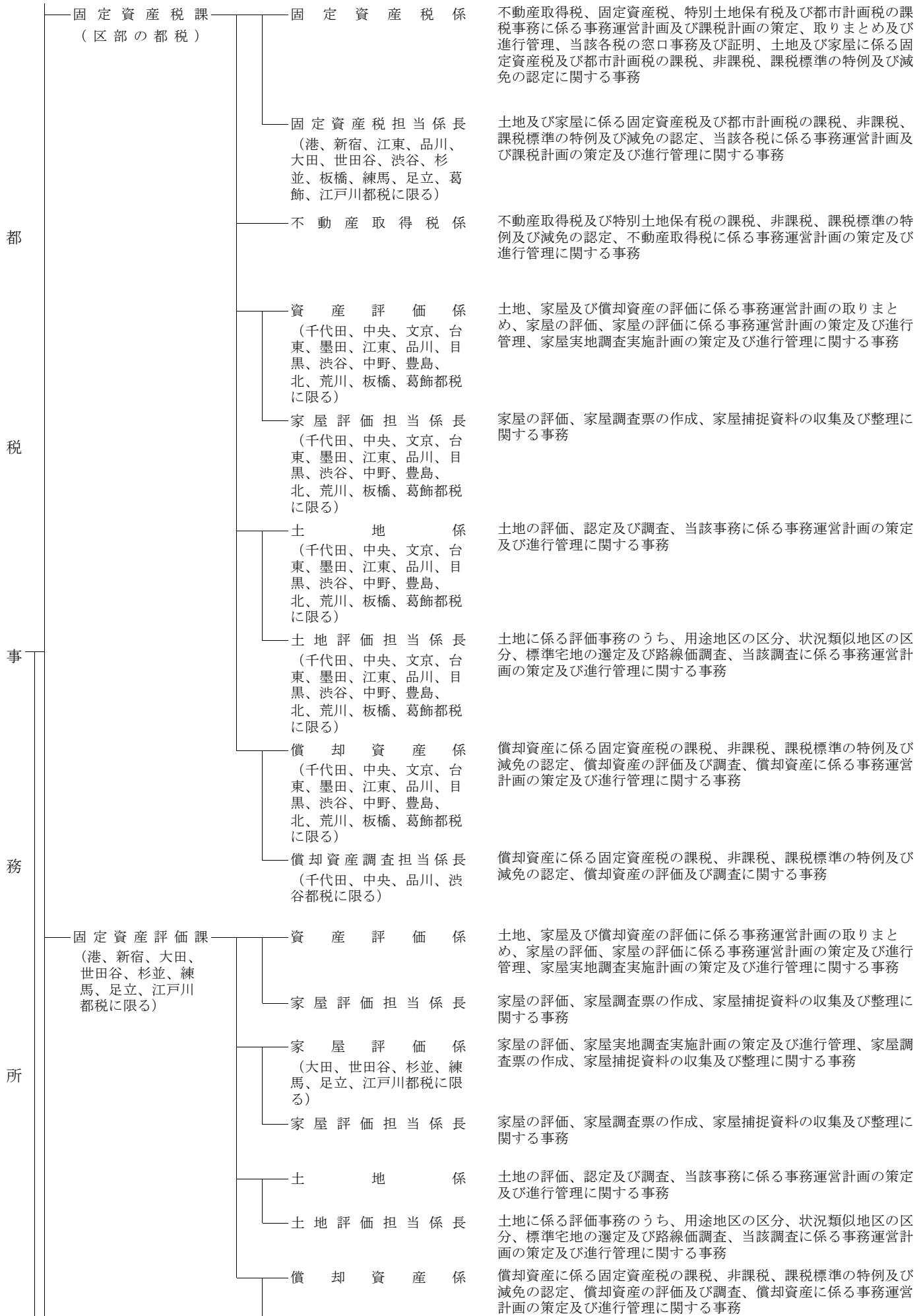
法人調査第二係

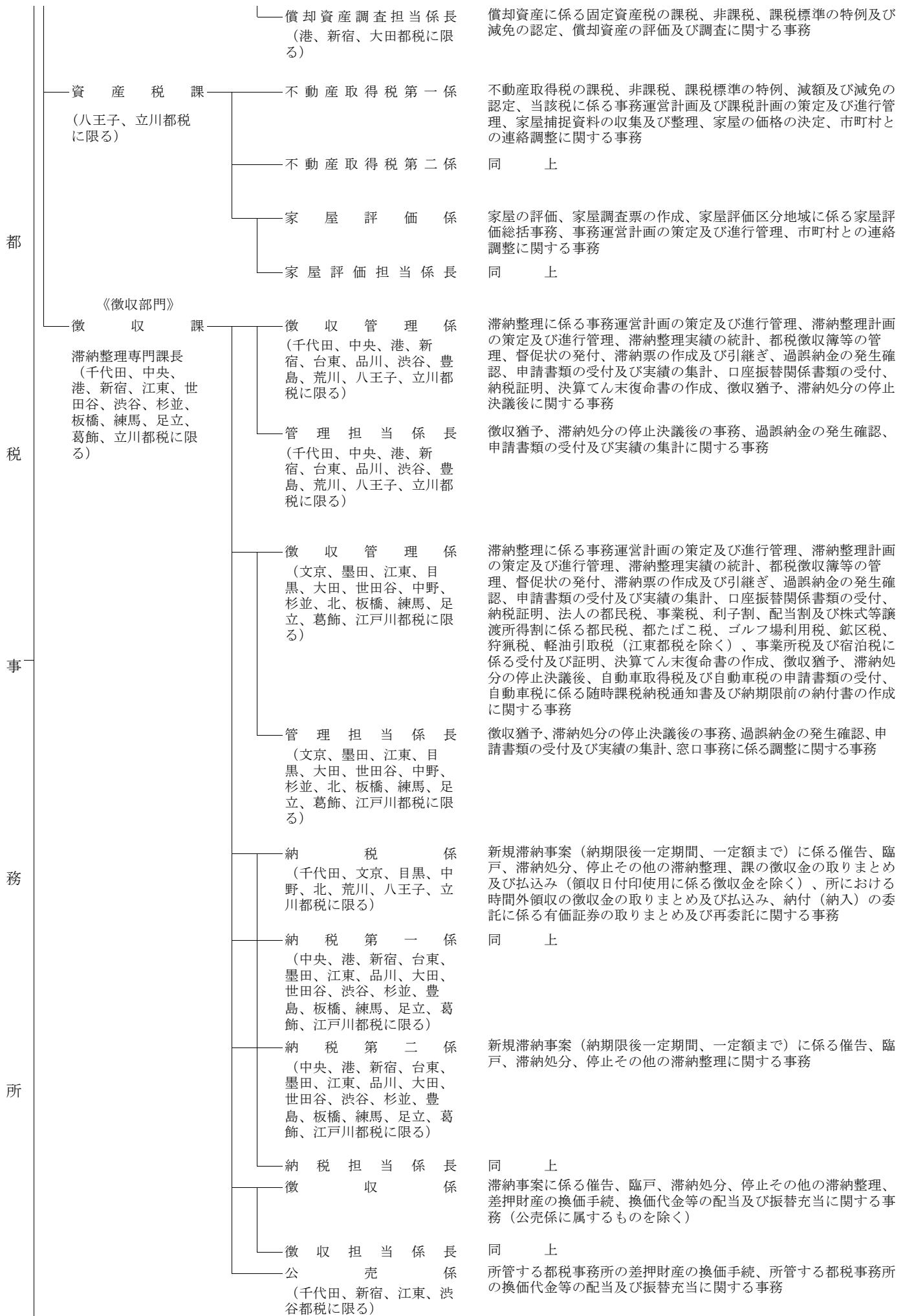
同 上

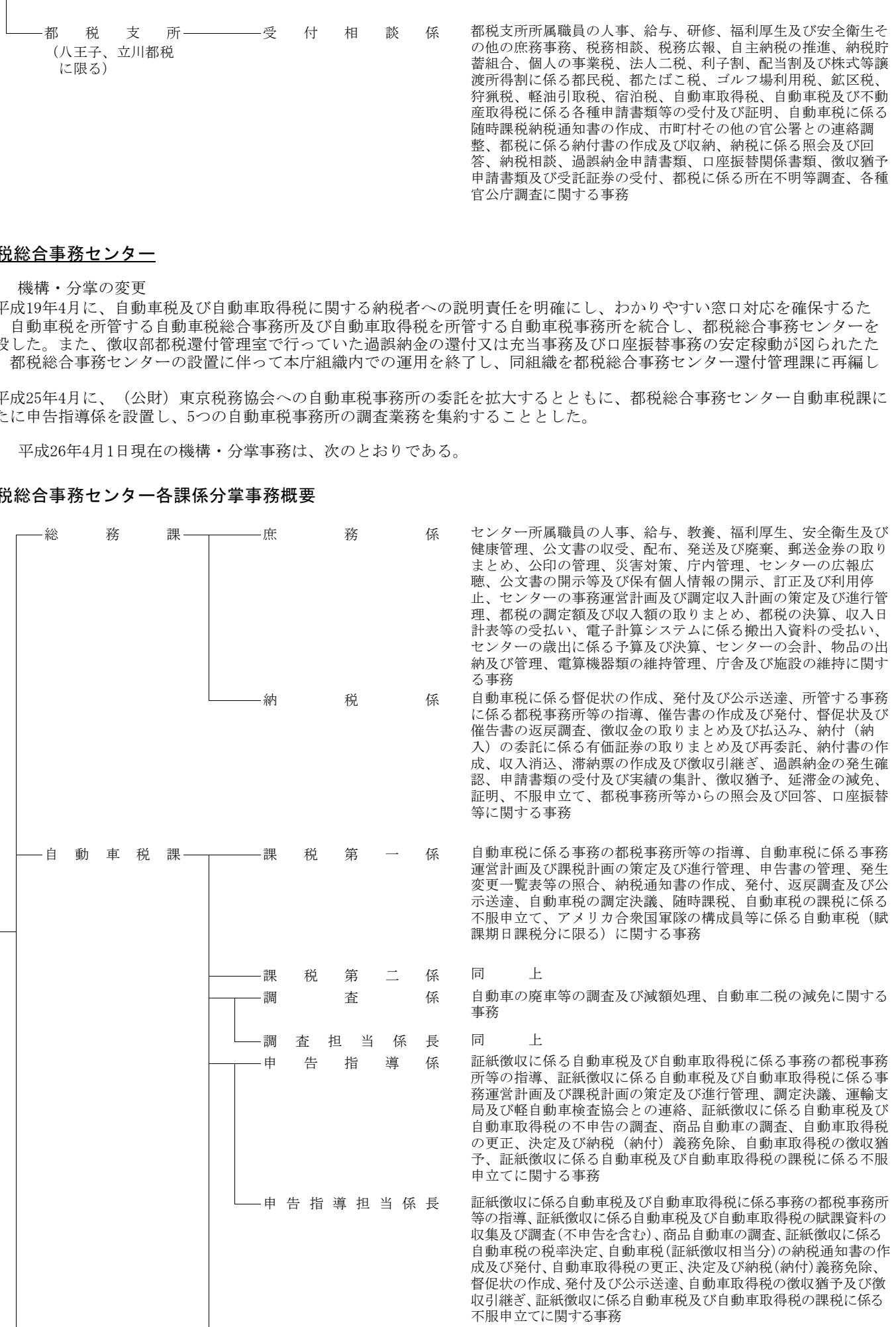
法人調査担当係長

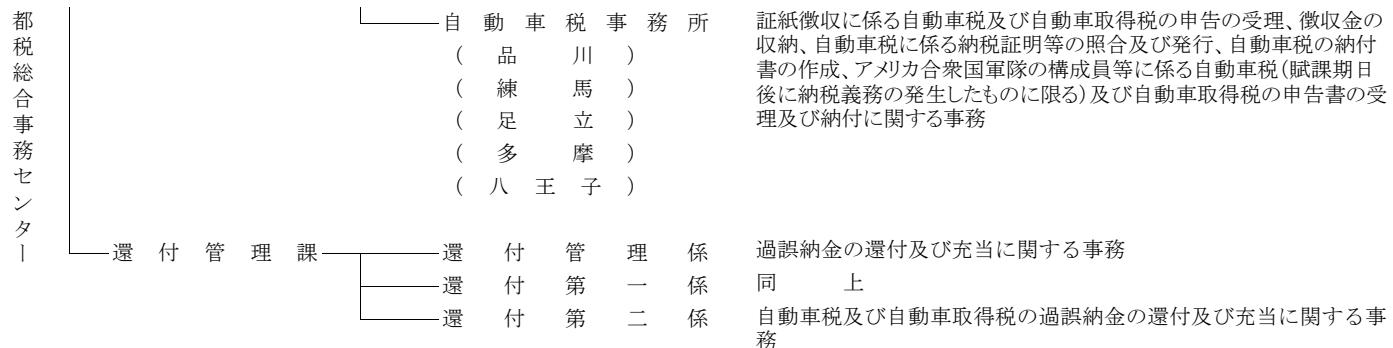
ブロック内の外形課税法人その他の自主決定法人の法人二税に係る調査、ブロック内都税事務所との連絡調整に関する事務

法人調査専門課長
(千代田、中央、港、新宿都税に限る)









支 庁

平成26年4月1日現在の機構・分掌事務は、次のとおりである。

支庁の税務担当課係分掌事務概要

支 庁 名	税務担当課係	分 掌 事 務	備 考
大 島	総務課税務係	都税の賦課徴収及び犯則取締りに関する事務	
三 宅	総務課行政係	同 上	左の分掌事務の他に各種選挙、村その他の公共団体の行政一般に関する事務を併せて担当している。
八 丈	総務課税務係	同 上	
小 笠 原	総務課行政係	同 上	左の分掌事務の他に各種選挙、村その他の公共団体の行政一般に関する事務を併せて担当している。